



宮 崎 県 公 報

令和3年6月24日(木曜日) 第 216 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

目 次	頁
告 示	
○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 1	
○民有林の保安林の指定予定 (2件) …… (自然環境課) 1	
○民有林の保安林の指定…………… (“) 2	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先 人不明について…………… (“) 2	
○耕地整理組合の組合長臨時代理者の指定…………… (農村整備課) 2	
○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 2	
○道路の占用を制限する区域の指定…………… (“) 2	
公 告	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (2件) …… (農村整備課) 3	
○土地改良区の定款変更の認可 (3件) …… (“) 4	
○県営土地改良事業の工事の完了…………… (“) 4	
○入札公告 (2件) …… 4	
企業局企業管理規程	
○企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業 管理規程…………… 6	
教育委員会告示	
○令和4年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎 県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都 城ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱…………… 7	
公安委員会告示	
○特別遊泳場の指定…………… 7	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3 分の1の数…………… 8	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分 の1の数…………… 8	

告 示

宮崎県告示第 472号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和3年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
3年-7	映画	奥様は痴女 男と女の淫らなタンDEM	サトウ組 <新東宝映画>	令和3年6月16日
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 473号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町下三ヶ字柳原1653-1、1654-6、1654-7、1655-4、1658-4
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 474号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年6月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字ヲモボリ3712-5
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 475号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年6月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町八重原字荒内1112-5、1161-6
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 476号

保安林の指定施業要件の変更予定 (令和3年宮崎県告示第 156号) に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年6月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
 - (1) 都城市役所
 - 角田一、原口紀男、今吉勝彦、坂下節雄、別府春夫、木幡順

一

(2) 新富町役場

伊東宅馬、井上勝馬、丸山今朝次郎、丸山今朝男、岩本土蔵、黒木兼次郎、根井今朝吉、山下拾郎二、児玉悟平、小川イマ、森松市今朝、前田鉄太郎、前田友治、長友今朝次郎、長友政次、内田今朝次、内田定栄、内田傳次、芳野勘次郎、芳野熊吉、本田源太郎、本田今朝五郎、吉野休八

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和3年宮崎県告示第 156号によること。

宮崎県告示第 477号

土地改良法施行法 (昭和24年法律第 196号) 第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法 (明治42年法律第30号) 第73条第4項の規定により、南那珂郡細田村耕地整理組合 (日南市) の組合長臨時代理者を次のとおり指定した。

令和3年6月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏 名	住 所
野 崎 公 洋	日南市大堂津一丁目14番8号

宮崎県告示第 478号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年6月24日から同年7月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	延岡市浦城町 280番1地先から同市同町 142番地先まで	令和3年6月24日

宮崎県告示第 479号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年6月24日から同年7月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	延岡市浦城町 280番 1 地先から同市同町 142番地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年7月9日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、新木土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事	赤池克幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
理事	岩切義明	宮崎市佐土原町東上那珂9552番地3
理事	岩切俊弘	宮崎市佐土原町東上那珂9496番地
理事	斉藤和則	宮崎市佐土原町東上那珂 10255番地
理事	橋口義浩	宮崎市佐土原町東上那珂9563番地
監事	根井信幸	宮崎市佐土原町東上那珂9571番地
監事	岩切重文	宮崎市佐土原町東上那珂9539番地1

（任期：令和5年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理事	赤池克幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
理事	根井修	宮崎市佐土原町東上那珂9862番地

理事	清敏治	宮崎市佐土原町東上那珂 10260番地
理事	岩切俊弘	宮崎市佐土原町東上那珂9496番地
理事	岩切義明	宮崎市佐土原町東上那珂9552番地3
監事	根井信幸	宮崎市佐土原町東上那珂9571番地
監事	岩切重文	宮崎市佐土原町東上那珂9539番地1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、中方土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事	比恵島章之	宮崎市佐土原町上田島1198番地3
理事	竹井正嗣	宮崎市佐土原町上田島4096番地
理事	園田享司	宮崎市佐土原町上田島4067番地の1
理事	日高洋	宮崎市佐土原町上田島4003番地1
理事	佐藤忠伸	宮崎市佐土原町上田島8089番地1
理事	郡司昌和	宮崎市佐土原町上田島7212番地1
監事	金丸久義	宮崎市佐土原町上田島4041番地1
監事	中野順市	宮崎市佐土原町上田島1377番地2

（任期：令和5年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理事	中野順市	宮崎市佐土原町上田島1377番地2
理事	金丸孝之	宮崎市佐土原町上田島7242番地1
理事	園田享司	宮崎市佐土原町上田島4067番地の1
理事	満石由久夫	宮崎市佐土原町上田島3984番地2

理 事	竹 井 正 嗣	宮崎市佐土原町上田島4096番地
理 事	金 丸 久 義	宮崎市佐土原町上田島4041番地 1
監 事	比 恵 島 章 之	宮崎市佐土原町上田島1198番地 3
監 事	日 高 洋	宮崎市佐土原町上田島4003番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、田野町北地区土地改良区（宮崎市）から令和 3 年 5 月 14 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 3 年 6 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、田野町鹿村野地区土地改良区（宮崎市）から令和 3 年 5 月 14 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 3 年 6 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、田野町村内地区土地改良区（宮崎市）から令和 3 年 5 月 14 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 3 年 6 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和 3 年 6 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
五ヶ瀬	五ヶ瀬町	中山間地域総合整備事業	令和 3 年 3 月 30 日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 3 年 6 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 パーソナルコンピュータ（クライアントパソコン、周辺機器及びソフトウェア） 1,378台
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和 3 年 12 月 24 日
- (4) 契約期間 令和 4 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで（60 月）
- (5) 納入場所 仕様書別紙による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、1 月当たりの賃借料に契約期間月数を乗じた金額を記載すること（記載方法については、入札書を確認すること。）。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1 円未満の

端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること（入札書の金額は、契約期間全体の総額を記載すること。）。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 3 の規定による契約であり、県は、1 (4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 令和 3 年宮崎県告示第 116号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務又は電算業務のものであること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 仕様を満たした機能を有する物品を確実に設置し、及び設定できると認められる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

なお、第三者は、入札に参加できない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を次により提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7045

イ 提出期限 令和 3 年 7 月 14 日午後 5 時（送付にあつては、令和 3 年 7 月 14 日午後 5 時必着）

ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3 (1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208

(2) 申請書類の受付期間 令和 3 年 6 月 24 日から令和 3 年 7 月 2 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで

）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
- (2) 期間 令和3年6月24日から令和3年8月3日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
- (2) 交付期間 令和3年6月24日から令和3年8月3日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

7 入札に関する質問

(1) 質問

この競争入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限 令和3年7月26日午後5時（送付にあっては、令和3年7月26日午後5時必着）

イ 提出先 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

ウ 提出方法 入札質問書を、持参のほか、送付及び電子メール（アドレスjohoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp）による提出を可とする。なお、電話による質問は認めない。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 県庁ホームページに掲載する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び上記(1)ウの提出方法以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
- (2) 提出期限 令和3年8月3日午後5時（送付にあっては、令和3年8月3日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁附属棟 302号室 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和3年8月4日午前10時

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札については2回までとする。
- (4) 最低制限価格は設定しない。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

- 14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

15 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and Quantity of Goods up for Bid: Personal computers (1,378 computers)
- (2) Bidding Deadline: 5:00 PM on 3 August, 2021
- (3) Contact Point for Inquiries: Information Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2 - 10 - 1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, JAPAN TEL: +81-985-26-7045

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年6月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 宮崎県指紋情報高度利用システム機器一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 契約期間 令和3年12月1日から令和8年11月30日まで
- (4) 納入場所 宮崎県警察本部刑事部鑑識課 宮崎市旭1丁目8番28号
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料（保守料を含む。）の一月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者であ

- ること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- (7) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。
- 4 入札参加者に求められる義務
 入札に参加しようとする者は、入札参加申請書を令和3年8月2日（月）午後5時までに下記11の場所に提出（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）しなければならない。また、当該書類を郵送（郵便にあっては、書留郵便に限る。）で提出する場合は、令和3年8月2日（月）午後5時必着とする。ただし、参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 5 契約条項を示す場所及び期間
 (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
 (2) 期間 令和3年6月24日（木）から令和3年8月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 入札説明書及び仕様書の交付
 (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 (2) 期間 令和3年6月24日（木）から令和3年8月2日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 7 入札及び開札の場所及び日時
 (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102会議室 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
 (2) 日時 令和3年8月4日（水）午前11時00分
- 8 入札保証金
 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第 100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
 宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局
 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110
- 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
 (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
 (1) Nature and quantity of the product to be purchased: An advanced apparatus of utilizing fingerprint's informaton, 1 set
 (2) Time limit for tender 5:00 p.m. 2 August, 2021
 (3) Contact point for the notice: Accouting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1 - 8 - 28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

企業局企業管理規程

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和3年6月24日

宮崎県企業局長 井 手 義 哉

宮崎県企業局企業管理規程第8号

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

企業局企業職員就業規程（昭和36年宮崎県企業局企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第12条関係）		別表（第12条関係）	
原因	特に承認を与える期間	原因	特に承認を与える期間
[略]		[略]	
18 職員が夏季における盆等	一の年の7月から10月までの	18 職員が夏季における盆等	一の年の7月から10月までの

の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合

[略]

期間内における、週休日、祝日法による休日、代休日及び割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等（以下「週休日等」という。）を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合

[略]

期間内における、週休日、祝日法による休日、代休日及び割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等（以下「週休日等」という。）を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間

附 則

この企業管理規程は、令和3年7月1日から施行する。

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第3号

令和4年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱をここに公表する。

令和3年6月24日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

令和4年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱

1 募集人員

- (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校 40人（男子20人、女子20人）
 (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校 80人
 (3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校 40人

2 応募資格

令和4年3月に小学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者、及び義務教育学校（前期課程）修了見込みの者で、宮崎県内に居住している者

3 出願手続

入学志願者の出願手続については、別に定める「令和4年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜実施細目」（以下「実施細目」という。）による。

4 入学者選抜

入学者の選抜は、調査書その他必要な書類及び選抜検査の結果を資料として行う。

5 入学者選抜検査会場

- (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校

ア 宮崎会場

宮崎県教育研修センター（宮崎市阿波岐原町前浜4276番地729）

電話番号 0985 (24) 3122

イ 延岡会場

宮崎県立延岡青朋高等学校（延岡市平原町2丁目2618番地2号）

電話番号 0982 (33) 4980

- (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校

宮崎県立宮崎西高等学校（宮崎市大塚町柳ヶ迫3975番地2）

電話番号 0985 (48) 1021

- (3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校

宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校（都城市妻ヶ丘町27街区15号）

電話番号 0986 (23) 0223

6 検査日

入学者選抜検査

令和4年1月8日（土）

7 その他

この要綱に定めるもののほか、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校の入学者選抜に関し必要な事項は、実施細目に定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第59号

宮崎県遊泳者及びブレッジャーボートの事故の防止等に関する条例（平成4年宮崎県条例第37号）第8条第2項の規定により、次のとおり特別遊泳場を指定する。

令和3年6月24日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

海水浴場等の名称	所在地	指定期間
青島海水浴場	宮崎市青島二丁目 669番地の1の先	令和3年7月3日から同年8月29日まで
白浜海水浴場	宮崎市大字折生迫1707番地の先	令和3年7月3日から同年8月29日まで
富士海水浴場	日南市大字富士字金ヶ脇	令和3年7月4日から同年8月31日まで
大堂津海水浴場	日南市大堂津 大堂津海浜	令和3年7月3日から同年8月31日まで
日南市栄松ビーチ	日南市南郷町中村乙4178番地1	令和3年7月18日から同年8月31日まで
高鍋海水浴場	高鍋町蚊口浜海岸	令和3年7月21日から

同 年 8 月 22 日まで

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和3年6月14日現在次のとおりである。

令和3年6月24日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,121人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 213,254人

宮崎県選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和3年6月14日現在次のとおりである。

令和3年6月24日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

東臼杵郡選挙区 7,716人